

令和6年度第2回 伊豆市教育委員会会議録

期 日 令和6年5月28日（火） 午後6時30分から午後8時00分まで
会 場 伊豆市役所中伊豆支所 教育委員会室
出席者 佐藤雅彦委員、勝呂留奈委員、梅原一仁委員、猪股園恵委員
鈴木洋一教育長
委員及び傍聴人以外の出席者
教育委員会教育部
部長 小塚 剛、学校教育統括監 室野行宣、学校教育課長 塩谷俊一、
社会教育課長 鈴木利明、学校教育課主幹 小澤真紀、
学校教育課主査 駒坂たえ子

1 開 会 （鈴木教育長）

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

教育長より、以下の項目について資料に基づき報告及び説明がされた。

（1）前回教育委員会以降の主な行事等

4月24日 保護司会総会、区長会（修善寺）
25日 文化財保護審議委員会、田方地区学校保健会理事会、区長会（中伊豆）
26日 伊豆市職員互助会理事会、区長会（天城）
27日 静岡県子ども会連合会東部地区会
28日 伊豆市ウォークラリー大会
30日 区長会（土肥）
5月8日 市内園長・校長会、市子ども会育成連合会総会
10日 伊豆市交流協会総会
13日 教育委員任命式
14日 人事管理訪問（中伊豆小、熊坂小）、伊豆中学校開校準備委員会
15日 人事管理訪問（天城中）
17日 人事管理訪問（天城小）
21日 新中学校 ICT 機器関係プロポーザル
22日 田方地区退職校長会
28日 6月議会（初日）、5月定例教育委員会
29日 田方地区教育研修協議会委員会、田方地区教育長会
31日 新中学校什器・備品関係プロポーザル

(2) 市内小中学校の様子について

生徒指導に関すること

問題行動

- ・ 小学一年生数名が連鎖的に騒ぎを立て、落ち着かない様子が見受けられる。担任の先生も少し気が滅入っている様子であることから、学校の方で担任のケアをしている。
- ・ 男子児童が友人の言動に腹を立て、相手の腕を引っ掻いて傷つけてしまった。
- ・ 特性のある児童が、学校生活で自分の思い通りにならないと気分を害して教室の外や校舎の外へ出ようとするのが何回かあった。この児童は現在、通常学級に在籍している。

統括監：特性があって衝動的な行動をする傾向が全体的に見られ、指導・支援の方法が課題だと感じている。学校支援員をできる限り多く配置してもらってはいるが、子どもの様子によっては収まらない状況もあるため、地道に気長に子供の気持ちに寄り添った支援が必要である。

不登校

- ・ 4月当初の時点で、要出席日数16日のうち数日しか学校に登校していない児童・生徒や、一度も登校していない児童・生徒が各校で数人見受けられる。

統括監：不登校への支援として、学校へ行けない子どものために開設している学習支援教室「いごこち」にタブレット端末を導入するなどして、現在「いごこち」の環境を整えている段階である。「いごこち」の利用継続希望者が何人かいて、そういった子たちにとって居場所は重要で、家に引きこもらないようにすることが大切だと感じている。

教職員に関すること

- ・ 現在、部活動指導員の制度は、特に問題なく進んでおり、より良い制度になるように引き続き学校との連携を図っていく。

その他

- ・ 修小、熊小、修東小3校の合同修学旅行打ち合わせ会を進めている。子どもの人数減少により、バスを手配すると児童1人あたりの料金が割高になってしまうため、なるべくバスを使わずに電車を使うこと等を検討している。
- ・ 別室登校をしていた児童数名は、年度が替わってからそれぞれの教室に戻って授業に参加している。一方で、教室に入れず、別室登校になりつつある児童も出ている。年度の切り替わりは良い意味でも悪い意味でも、一つのきっかけになる。
- ・ 新年度になり、先を見据えて部活動を変更した生徒がいる。

教 育 委 員：感情をコントロールできない子どもへの対応は先生方の精神的な苦勞が懸念される。昔と違って力づくで止めることができなかつたり、言葉を選んで宥めたり、対応の仕方に苦慮する場面がありそうだ。保護者とうまく連携して良い方向に進めてほしい。部活動指導員は各中学校に配置しているのか。

統 括 監：学校や本人からの希望によって各中学校に振り分けている。

教 育 委 員：部活動指導員はどういった扱いになるのか。

教 育 部 長：市の会計年度任用職員である。

統 括 監：上限なしに報酬をもらえるわけではなく、部活動のガイドラインに即して勤務の上限をある程度決めている。

教 育 長：スポーツ庁でも、まずは土日に部活動指導員や地域の方に指導にあたっていただき、学校の先生の負担軽減を図る方針である。今までは外部コーチとしてボランティアで手厚く協力していただいた方々を、会計年度任用職員として任用し、報酬を渡せるような形をとっている。

教 育 委 員：特別支援学級に行った方がよいとの判断がでて、特別支援学級という選択がされていないのは、保護者の判断なのか。

統 括 監：特別支援学級に入級する条件の一つに、保護者の同意が必要であり、保護者が同意しない場合には特別支援学級には入級できない。入級するための審議に上げるにも保護者の同意が必要であるため、学校や園が特別な支援が必要だと思っていっても、保護者の同意がない限り市の就学支援委員会の支援対象者の審議にはかけられない。

教 育 委 員：目に余るこれだけの問題行動を起こしているのであれば、保護者は子どもにとって最適な学びの場を選択する必要があると感じる。

教 育 委 員：4月の時点でこれだけ不登校の子どもがいて、5月のゴールデンウィーク明けはさらに不登校の子が増えると予想される。連休明けは子どもの気持ちは不安定になり、五月病という言葉のとおり、精神的な疾患がある人は気持ちが不安定になる時期である。4月に一度も学校へ行けていない子どもたちが、1日でも学校へ行く日が増えてほしい。

教 育 長：生きいきプラザで学習支援教室の「いごこち」を開設していて、学校には行けないが「いごこち」であれば登校できる子どももいる。出席等は欠席になるが、指導要録上は出席扱いとして認めている。外部と全く接触がない状況になるべく作らないようにするためのアプローチをこれからも進めていきたい。

教 育 委 員：自宅でオンラインの授業を受けることはできるのか。

教 育 長：希望があれば行っている。

教 育 委 員：オンラインだと出席扱いにはならないのか。

教 育 長：文部科学省の規定で双方向のやりとりをしないと出席扱いにならないと定めている。学校に来て教室に入れなくても、別室で授業を受けるのは出席扱いに

なる。これからも不登校に対して検討していかなければならない。

4 議事

議案第8号 伊豆市就学支援委員会委員の委嘱について

・学校教育課長より、個々の学びやすい就学の方法を医師や発達心理士など 15 名の委員がそれぞれの立場から審議している委員会であること、令和 6 年度改選期であるため、ここで、新たに委員を委嘱し、組織を立ち上げること、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間の任期で委嘱することについて説明する。

教 育 部 長：就学支援委員会の流れを統括監に説明をお願いしたい。

統 括 監：就学支援委員会は、学級担任が児童生徒の日々の様子を観察し、特別な支援が必要かどうか判断した子について、まずは学校の中で審議をした後、市の就学支援委員会に諮り、専門的な立場の方から支援の方法や適切な進路先について審議をする場である。ただし、事前に保護者の同意を得ないと、審議の場にはあげることができないため保護者と学校で綿密な連携を図る必要がある。

教 育 委 員：就学支援委員会で話をしたことは保護者の方には伝えるのか。

統 括 監：もちろん伝えている。支援の仕方や、特別支援学級の方が望ましいという判断が出た場合にも併せて伝えているが、最終的に通常学級へ行かせると判断する保護者もいる。

加えて、通級指導教室のことについても話し合われる。こういった審議を医師、心理士、学校関係者、こども園関係者、特別支援学校の関係、養護教諭、保健師等の方に集まってもらい取り行う組織である。

教 育 部 長：保護者が学校での子どもの様子を知っていく中で、2 回目、3 回目で支援学級へ入級を希望する場合もあるのか。

統 括 監：基本的に特別支援学級は年度ごとの切り替えとなる。途中から特別支援学級に入級することや、逆に特別支援学級を途中で退級することはできない。

教 育 部 長：1 月の終わりごろまでには就学支援委員会にあげないと次の年に入級できなくなってしまう。

統 括 監：特別支援学校を希望する場合には対象児童について第 2 回の委員会までに上げる必要がある。

教 育 長：県の調査員が来て、実際に対象児童の様子を確認しないと支援学校には入れないため、期限が決まっている。

教 育 委 員：調査や審議に 3 ヶ月にかかるということか。

統 括 監：委員もその子の特性をしっかりと理解した上で審議をするが、医師と臨床心理士の意見が異なることもあり、かなり慎重に審議は行われる。

統括監：正解がないので、多方面からの意見を総合して判断するが、保護者の考えを考慮する部分が多い。

教育部長：判断を出す委員長と副委員長は大変である。

教育長：客観的に判断していく必要があり、就学前の年長児も審議の場に上がってくるため、幼さや性格的な問題なのか、持っている特性なのか判断がなかなか難しいところがある。そのため、いろいろな検査をすすめたり、専門医に診ていただいたりするようアドバイスをし、なるべく早いうちから子どもに合った支援ができるようにするための委員会でもある。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第9号 伊豆市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

- ・学校教育課長より、いじめの現状把握や分析、いじめに関する施策の推進、調整などを行っている委員会であること、令和5年度で本協議会員の任期が満了するに伴い、新たに委員17名の委員を委嘱することについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第10号 伊豆市いじめ問題調査審議会委員の委嘱について

- ・学校教育課長より、いじめに関する重大事案の調査、審議や防止対策などを検討する組織であること、令和5年度で委員の任期が満了するに伴い、新たに弁護士や医師など5名に委嘱することについて説明する。

教育長：重大事案の定義を説明してほしい。

統括監：いじめ等が理由で不登校日数が一定条件を超えると重大事案として扱う。全てが重大事案というわけではなく、状況によって変わってくる。

教育長：ニュースで流れるような、いじめを苦に身体的障害を負う等の重大事案になると、専門調査を行うための委員会を開いて対応していただく形になる。

教育委員：いじめ問題対策連絡協議会を通して、いじめ問題調査審議会が開かれるのか。

教育部長：こちらのいじめ問題調査審議会の方が重要になる。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第11号 伊豆市学校部活動在り方検討委員会委員の委嘱について

- ・学校教育課長より、学校部活動の今後の在り方について検討している委員会であること、任期が満了となったため、今年度も新たに委員14名を委嘱し、委員

会を組織すること、委員会で令和 6 年度検討が予定されている事項などについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 12 号 伊豆市青少年指導員の解嘱及び委嘱について

・社会教育課長より、任期満了に伴い 4 名の指導員を解職し、新たに 3 名の指導員に委嘱をすること、旧大東小学校区の指導員が 1 名減となり、37 名の任用となることについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

議案第 13 号 伊豆市スポーツ推進委員の委嘱について

・社会教育課長より、市民向けのスポーツ教室やイベントにおいて運営や指導を行っている委員であること、また令和 6・7 年度の委員は令和 6 年 3 月に 18 名承認済みであるが、新たに 5 名に委嘱を行い、委員は合計 23 名になることについて説明する。

上記説明の後、特に異議が無く、承認された。

5 報告・連絡事項

学校教育課 報告事項

＜伊豆市学校運営協議会委員について＞

3 月の定例教育委員会にて承認をいただいた、学校運営協議会委員の任命について、新たに充て職委員（区長）2 名が決定したことを報告する。修善寺東小学校と修善寺中学校の学校運営協議会委員の 2 名となり、任期は令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間となる。

＜伊豆市立新中学校建築工事の変更契約について＞

4 月の教育委員会で承認いただいた、伊豆市立新中学校建築工事の変更契約の契約内容について、契約額と工期が決定したため報告する。契約額は、45,592,800 円の増額になり、契約総額は、5,318,687,000 円となる。主な工事内容の変更は、通常の平面黒板や上下稼働が可能な黒板を、プロジェクターで投影可能な黒板への仕様変更や、普通教室の掲示板をこれまで画鋏でしか掲示できなかったものを、マグネットでの掲示も可能な掲示板への仕様の変更、このほか、通学カバンのサイズを考慮したロッカーのサイズ変更、家庭科室のガスコンロを IH 式に変更するための電気設備見直しによる変更などになる。工期も工事費増額に伴い、当初の令和 6 年 11 月 29 日完成を、令和 7 年 1 月 10 日まで延長する予定である。

教 育 委 員：12 月いっぱいでは建物は完成すると聞いているが、何故工期は来年の 1 月 10 日までなのか。

教 育 部 長：完成後の検査を含めると、12 月中には終わることができないためである。現場の工事を終えた後、関係諸官庁のチェックも受けた後に市の検査に入る。今年の年末年始は 9 連休になるため検査が年明けになり、その検査期間を設けた 1 月 10 日までの日程になる。

社会教育課 報告事項

＜青少年問題協議会委員の充て職員について＞

青少年問題協議会は、青少年に関する事項の調査審議や、施策に必要な関係行政機関相互の連絡調整を行うことを目的に設置をされている。

今回は 5 名が決定したため報告する。

社会教育課 連絡事項

＜社会教育課 6 月行事予定について＞

社会教育課長より、6 月の行事予定について説明する。

6 意見交換会

- ・新中学校開校準備進捗状況について
- ・修善寺南小と東小の統合と修善寺中跡地への移転（案）について

7 その他

- ・臨時議会について
- ・指定校の変更許可基準について
- ・教育委員の学校視察について

8 次回教育委員会

- ・次回 令和 6 年 6 月 27 日（木） 教育委員会 18：30～
- ・次々回 令和 6 年 7 月 30 日（火） 教育センター総会・教育委員会

9 閉会（鈴木教育長）